



平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 積水工機製作所
代表者名 代表取締役社長 海田拓洋
(コード番号：6487 東証 2 部)
問合せ先 取締役経営管理部長 浜田洋介
(電話 072-858-1121)

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 27 年 5 月 7 日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、次のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 27 年 5 月 7 日（木曜日）
- (2) 公告日 平成 27 年 4 月 22 日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.sekisuikouki.co.jp/ir/index.html>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

平成 27 年 3 月 6 日付当社プレスリリース「三光合成株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同及び当社普通株式の応募推奨に関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、本臨時株主総会において、①当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の定款の一部を変更して、全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付すること等の各議案を付議する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①の議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が生じますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、本臨時株主総会における上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することを予定しており、上記の公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上